

退職年金・遺族年金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人全国農林漁業団体共済会（以下「会」という。）が別に定める農林漁業団体職員退職給付金制度（以下「制度」という。）規約第31条および農林漁業団体役員退職給付金施設（以下「施設」という。）規約第42条に規定する退職年金契約および遺族年金契約の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「退職金共済契約」、「契約者」、「被共済者」、「退職」、「給付金」、「退職年金契約」および「遺族年金契約」とは、それぞれ制度規約第2条各号および施設規約第2条各号の規定の定めるところによる。

(契約の申込み)

第3条 被共済者または当該被共済者の遺族が、退職給付金の額の全部または一部の金額を一時金による受給にかえ退職年金または遺族年金（以下、まとめて「年金」という。）として受給しようとする場合には、契約者は、契約を締結しようとする年金に係る内容を記した様式第24号「退職給付金等請求書」を会に提出する。

2 被共済者または当該被共済者の遺族が、退職金共済契約により支給される退職給付金のほか、年金のための原資を繰り入れ、年金として受給しようとする場合には、契約者は、契約を締結しようとする年金に係る内容を記した「退職給付金等請求書」に、退職所得を記した書類の写しその他会が必要と認める書類を添付して、会に提出し、被共済者または当該被共済者の遺族は、会が指定する金融機関の口座に当該原資（以下「原資繰入額」という。）を払い込む。

(年金原資の据置き)

第4条 退職金共済契約により支給される退職給付金のうち年金として受給しようとする金額と原資繰入額とを合算した金額（以下「当初の年金原資」という。）は、5年を限度に据え置くことができる。

2 前項に定める当初の年金原資の据置きをする場合には、年単位によ

る年数（以下「据置き期間」という。）を定めて申し込むものとする。

3 前項の申し出た据置き期間は、据置き期間の満了月の前月までに申し出により変更することができる。

（年金受給期間）

第5条 退職年金契約または遺族年金契約（以下、まとめて「年金契約」という。）は、5年以上20年以内の年単位の受給期間を定めて申し込むものとする。

2 前項の定めにより申し出た受給期間は、年金の支給が確定した場合は、これを変更することはできない。ただし、据置き期間中にあっては、当該据置き期間の満了月の前々月末までに申し出により変更することができる。

（年金支払証書の交付）

第6条 会は、年金契約の申込を承諾した場合には、年金様式第3号「年金支払証書」を年金を受給する者（以下「年金契約者」という。）に交付する。

（据置きおよび年金受給期間の起算）

第7条 据置き期間に係る起算は、第3条第1項の規定による年金受給の場合は被共済者が退職した日の属する月の翌月1日からとし、第3条第2項の規定による年金受給の場合は原資繰入額が払い込まれた日の属する月の翌月1日からとする。

2 年金受給期間に係る起算は、据置き期間の満了する日の属する月の翌月1日（以下「受給確定日」という。）からとする。

（据置き期間を申し出た者の年金原資）

第8条 第4条の規定による据置き期間を定めて年金受給の申し出をした者の年金原資の額は、当初の年金原資の額に、前条に定める据置き期間の起算日から据置き期間の満了する日までの期間につき、制度規約第29条または施設規約第40条に定める給付還元利率（以下、「給付還元利率」という。）を年複利の計算により乗じて得た元利合計額（以下「据置き期間満了後の年金原資」という。）とする。

（年金の給付月額）

第9条 年金の給付月額は、当初の年金原資または据置き期間満了後の

年金原資の額を、受給期間および給付還元利率により複利現価計算される別表3に掲げる率（以下「年金現価率」という。）で除して得た金額とする。ただし、当該給付月額が1万円に満たない場合には、会は、当該年金契約を取り扱わないことができる。

2 給付還元利率を変更した場合の年金の給付月額については、前項の規定による用語を次の各号の規定に読み替えて計算するものとする。

(1) 当初の年金原資または据置き期間満了後の年金原資の額は、当該変更した月の当初の日における年金支給期間の残余期間に係る年金現価額（当該変更した月の当初の日における年金の給付月額に、残余期間に係る当該変更前の給付還元利率により計算される年金現価率を乗じて得た金額をいう。）と読み替える。

(2) 受給期間は、当該変更した月の当初の日における年金支給期間の残余期間と読み替える。

（年金の支給日）

第10条 年金の支給日は、毎年3月、6月、9月および12月の各10日（当該日が金融機関の休業日のときは前営業日）とし、支給に際しては年金様式第7号「年金送金通知書」を年金契約者に送付する。

2 年金の支給は、支給が確定された後の最初の支給日からとし、支給日には、それぞれ支給日の前月までの年金月額を一括して支給する。

（年金契約の変更届）

第11条 年金契約者は、次の各号の1に該当する変更が生じた場合には、年金様式第6号「年金契約変更届」を会に提出する。

(1) 氏名または住所の変更の場合

(2) 送金先金融機関名または口座番号等の変更の場合

(3) 据置期間を変更しようとする場合

(4) 受給期間を変更しようとする場合

（書類の送付）

第12条 会は年金契約者に対して、年金の支給に際して送付する「年金送金通知書」のほか、年2回、年金様式第5号「年金原資残高明細書」を送付する。

2 会は、毎年1月、前年における年金支給額について、次の各号の年

金契約者に当該各号に定める書類を送付する。

(1) 制度の退職年金契約者

年金様式第8号「公的年金等の源泉徴収票」

(2) 施設の年金契約者

年金様式第9号「生命保険契約等の年金の支払調書」

(年金の一時払いの請求)

第13条 年金契約者が将来の年金の支給にかえ一時金を受給しようとする場合には、年金契約者は、次の各号に定める書類その他会が必要と認める書類を会に提出する。

(1) 年金様式第10号「年金一時払請求書」

(2) 「年金支払証書」

(3) 「年金一時払請求書」に押印した印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

(4) 制度の退職年金契約者については、「退職所得の受給に関する申告書」

(年金の一時払いの計算)

第14条 年金契約を締結した被共済者から、前条の規定による年金の一時払いの請求があった場合には、会は、次の各号の規定により計算される金額を一時金として支給する。

(1) 年金の受給確定日以後の場合にあつては、次に定める額

ア 年金を現に受給している場合は、年金の給付月額に、残余の支給期間に係る年金現価率を乗じて得た額

イ 年金を未だ受給していない場合は、据置き期間満了後の年金原資の額

(2) 前号以外の場合にあつては、効力が生じた日から申し出のあった日の属する月の前月末日までの期間（以下、本号において「計算期間」という。）について給付還元利率から次の率を控除した率を乗じて得た元利合計額

ア 計算期間の給付還元利率が0.5%以上の場合にあつては0.5%

イ 計算期間の給付還元利率に0.5%未満の期間がある場合にあつては、給付還元利率が0.5%以上の期間については0.5%、

給付還元利率が0.5%未満の期間については当該期間に対応する給付還元利率

(年金の一時払い)

第15条 第13条の規定による年金の一時払いの請求があった場合には、会は、第4条および第5条第1項の規定にかかわらず、当該請求に係る書類を受理した日から1月以内に、前条の規定により計算される一時金を年金契約者に支払うものとする。この場合において会は、年金様式第11号「年金一時払送金通知書」を送付し、制度の退職年金契約者が一時払いした場合には退職所得の源泉徴収票もあわせて送付する。

(年金契約の承継または一時払い)

第16条 退職年金契約者が死亡した場合、当該退職年金契約者の遺族(この項において、「遺族」という。)は当該退職年金契約の残存期間について、遺族年金契約として承継するか、または一時払いの請求をするかを選択することができる。

(1) 遺族が遺族年金契約として承継する場合には、年金様式第6号「年金契約変更届」および次に定める書類を会に提出する。

ア 「年金支払証書」

イ 受給資格を証明する戸籍謄本または全部事項証明書(いずれも発行から3ヶ月以内のもの)

ウ 同順位の受給権者が2名以上いる場合には、様式第26号「給付金受給に関する同意書」および当該同意書に押印した各人の印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内のもの)。ただし、退職年金契約者が予め受給権者を指定している場合には、当該指定を証明した書類の写し

エ 施設の年金の場合は、遺族の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める本人確認書類

(2) 遺族が一時払いの請求をする場合には、年金様式第10-2号「年金一時払請求書(遺族用)」および前号に定める書類を会に提出する。

2 遺族年金契約者が死亡した場合には、当該遺族年金契約者の遺族

は当該遺族年金契約の一時払いの請求をし、前項第2号に準ずる書類を会に提出する。

(年金契約の終了)

第17条 年金契約は次の各号のいずれかに該当した場合には、終了する。

- (1) 年金受給期間が終了した場合
- (2) 年金の一時払いを行った場合
- (3) 遺族年金受給者が死亡した場合

(補則)

第18条 この規程に定める様式の変更については、専務理事の決裁による。

附 則 (平成3年3月6日制定)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月4日)

この改正規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月3日)

- 1 この改正規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成4年3月4日制定の附則第2項を削る。
- 3 平成6年3月31日現在の据置きを申し出た者に係る退職年金原資または年金の支給を受けている者に係る年金給付月額取扱いは、次の各号の定めるところによる。

(1) 据置き期間中の年金原資 据置き起算月から平成6年3月31日までの期間につき、当該期間および別表1に掲げる給付還元利率を乗じて得た元利合計額を第2条に規定する当初の退職年金原資の額に、同年4月1日以後の残存する据置き期間を第3条に規定する据置き期間に読み替えるものとする。

(2) 受給期間中の退職年金給付月額 平成6年3月31日において、同年4月1日以後の残余の年金受給期間および6.0%で計算される別表2に掲げる率を乗じて得た金額を第2条に規定する退職年金原資の額に、当該残余の支給期間を第4条に規定する年金受給期間に読み替えるものとする。

(3) 平成4年4月1日から施行した退職年金規程第8条に定める変動利率に係る変動利息額を有する者については、当該変動利息額を第2条に規定する退職年金原資の額に加算するものとする。

(4) 将来の退職年金の受給にかえ一時金を受給したい旨の申し出があった場合の一時金は、平成4年3月31日までの期間については、年複利6.0%を、平成4年4月1日より平成6年3月31日までの期間については、年複利5.5%を乗じて得た元利合計額とする。

附 則（平成11年11月11日）

この改正規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年11月9日）

この改正規程は、平成12年12月1日から施行する。

附 則（平成15年3月6日）

この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月8日）

1 この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 別表1および別表3については、変更の都度、更新するものとする。

附 則（平成26年3月7日）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月5日）

この改正規程は、平成27年11月5日より施行する。

附 則（令和3年6月10日）

この改正規程は、令和3年10月1日より施行する。

別表 1

適用年度	区 分	給付還元利率	
		制度	施設
平成 3 年度以前		7.10%	7.10%
平成 4 年度		6.60%	6.00%
平成 5 年度		6.00%	6.00%
平成 6 年度		5.60%	5.00%
平成 7 年度		5.00%	4.40%
平成 8 年度		2.50%	2.20%
平成 9 年度		2.00%	2.20%
平成 10 年度		2.10%	2.40%
平成 11 年度		2.10%	2.40%
平成 12 年度		1.80%	2.20%
平成 13 年度		1.65%	1.90%
平成 14 年度		1.35%	1.65%
平成 15 年度		1.00%	1.35%
平成 16 年度		1.00%	1.35%
平成 17 年度		1.00%	1.35%
平成 18 年度		1.00%	1.35%
平成 19 年度		1.10%	1.35%
平成 20 年度		1.10%	1.35%
平成 21 年度		1.10%	1.25%
平成 22 年度		1.10%	1.25%
平成 23 年度		1.15%	1.20%
平成 24 年度		1.05%	1.05%
平成 25 年度		1.00%	1.00%
平成 26 年度		1.00%	0.95%
平成 27 年度		0.95%	0.85%

適用年度	区 分	給付還元利率	
		制度	施設
平成 2 8 年度		0 . 9 0 %	0 . 8 0 %
平成 2 9 年度		0 . 7 5 %	0 . 7 0 %
平成 3 0 年度		0 . 7 5 %	0 . 7 0 %
令和元年度		0 . 7 0 %	0 . 6 5 %
令和 2 年度		0 . 7 0 %	0 . 6 5 %
令和 3 年度		0 . 6 5 %	0 . 5 5 %